

環境局の財務事務等の執行について

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況																																																											
<p>V. ごみ処理業務について</p> <p>【指摘-1】 過積載について 家庭ごみ収集業務日報(12月)を閲覧した結果、ごみ収集車両のうち過積載(道路交通法上、積載量上限である2,000kgを超えるもの)となっているものが、以下のように見られた。</p> <p>ア. 灘事業所</p> <table border="1" data-bbox="167 703 762 1218"> <thead> <tr> <th>号車</th> <th colspan="3">過積載の日付と重量 (Kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>12/7</td> <td>12/10</td> <td>12/24</td> </tr> <tr> <td>2,390</td> <td>2,360</td> <td>2,340</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>12/3</td> <td>12/10</td> <td>12/14</td> </tr> <tr> <td>2,530</td> <td>2,450</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>12/13</td> <td>12/13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,450</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D</td> <td>12/7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,410</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E</td> <td>12/24</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F</td> <td>12/27</td> <td>12/28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,330</td> <td>2,480</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 西事業所</p> <table border="1" data-bbox="167 1317 462 1514"> <thead> <tr> <th>号車</th> <th colspan="2">過積載の日付と重量 (Kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">G</td> <td>12/27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,580</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H</td> <td>12/3</td> <td>12/14</td> </tr> <tr> <td>2,470</td> <td>2,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>過積載での運転は、ブレーキの制動距離を延ばすだけでなく、衝突した際の衝撃を強め重大事故の原因となる。事故の発生は業務に支障をきたし効率性を損ないかねない。ちなみに平成19年度のごみ収集車による交通事故は42件、賠償金支出額は457,664円であった。</p> <p>事業所等に掲示し過積載防止の徹底を指示するとともに、全作業員を対象とした交通安全等の研修会を実施するよう要望する。</p>	号車	過積載の日付と重量 (Kg)			A	12/7	12/10	12/24	2,390	2,360	2,340	B	12/3	12/10	12/14	2,530	2,450	2,400	C	12/13	12/13		2,450	2,300		D	12/7			2,410			E	12/24			2,300			F	12/27	12/28		2,330	2,480		号車	過積載の日付と重量 (Kg)		G	12/27		2,580		H	12/3	12/14	2,470	2,520	<p>事業所等への過積載防止の周知徹底を図る。また交通安全等の研修会を実施する。</p>	<p>措置方針等</p> <p>措置済 [22.3.23]</p>
号車	過積載の日付と重量 (Kg)																																																												
A	12/7	12/10	12/24																																																										
	2,390	2,360	2,340																																																										
B	12/3	12/10	12/14																																																										
	2,530	2,450	2,400																																																										
C	12/13	12/13																																																											
	2,450	2,300																																																											
D	12/7																																																												
	2,410																																																												
E	12/24																																																												
	2,300																																																												
F	12/27	12/28																																																											
	2,330	2,480																																																											
号車	過積載の日付と重量 (Kg)																																																												
G	12/27																																																												
	2,580																																																												
H	12/3	12/14																																																											
	2,470	2,520																																																											

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況																																																																																																																																																																															
<p>【指摘-2】 残滓運搬業務における過積載について 残滓運搬業務週報(平成 20 年 1 月～3 月)を閲覧した結果、苅藻島クリーンセンターからの残滓運搬車両のうち過積載(道路交通法上、積載量上限である 10,000 kg を超えるもの)となっているものは、表 3-5-17 のとおりである。</p> <p>表 3-5-17 過積載と考えられる運搬 (平成 20 年 1～3 月) (上段：日付、1 回当たり運搬量 (Kg))</p> <table border="1" data-bbox="165 674 842 1037"> <thead> <tr> <th>号車</th> <th colspan="10">過積載の日付と従量 (号車)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">A</td> <td>1/4</td><td>1/17</td><td>1/21</td><td>1/21</td><td>1/22</td><td>1/22</td><td>1/23</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>10,480</td><td>10,090</td><td>10,560</td><td>10,470</td><td>10,020</td><td>10,030</td><td>10,300</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>1/25</td><td>1/28</td><td>1/29</td><td>1/31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>10,040</td><td>10,160</td><td>10,020</td><td>10,060</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2/1</td><td>2/1</td><td>2/4</td><td>2/5</td><td>2/5</td><td>2/6</td><td>2/7</td><td>2/7</td><td>2/8</td><td>2/12</td> </tr> <tr> <td>10,010</td><td>10,400</td><td>10,880</td><td>10,530</td><td>10,030</td><td>10,050</td><td>10,020</td><td>10,180</td><td>10,060</td><td>10,150</td> </tr> <tr> <td>2/21</td><td>2/21</td><td>2/25</td><td>2/26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>10,090</td><td>10,230</td><td>10,010</td><td>10,400</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>3/3</td><td>3/11</td><td>3/12</td><td>3/14</td><td>3/18</td><td>3/21</td><td>3/21</td><td>3/24</td><td>3/25</td><td>3/26</td> </tr> <tr> <td>10,110</td><td>10,160</td><td>10,750</td><td>10,150</td><td>10,120</td><td>10,010</td><td>10,070</td><td>10,160</td><td>10,230</td><td>10,010</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>2/15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>10,100</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>1/8</td><td>1/8</td><td>1/31</td><td>2/1</td><td>2/14</td><td>2/21</td><td>3/28</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>10,090</td><td>10,250</td><td>10,020</td><td>10,200</td><td>10,250</td><td>10,030</td><td>10,280</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D</td> <td>1/11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>10,220</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>過積載での運転は、ブレーキの制動距離を延ばすだけでなく、衝突した際の衝撃を強め重大事故の原因となる。請負業者の過積載については、市は直接責任を負うものではないが、施主としての管理責任があると同時に、事故の発生は業務に支障をきたし効率性を損ねかねない。</p> <p>従って、当該業務の請負業者に対して、過積載防止の徹底を指示するとともに交通安全等の研修会を実施する等して、請負業者への指導を徹底することが望まれる。</p>	号車	過積載の日付と従量 (号車)										A	1/4	1/17	1/21	1/21	1/22	1/22	1/23				10,480	10,090	10,560	10,470	10,020	10,030	10,300				1/25	1/28	1/29	1/31							10,040	10,160	10,020	10,060							2/1	2/1	2/4	2/5	2/5	2/6	2/7	2/7	2/8	2/12	10,010	10,400	10,880	10,530	10,030	10,050	10,020	10,180	10,060	10,150	2/21	2/21	2/25	2/26							10,090	10,230	10,010	10,400							3/3	3/11	3/12	3/14	3/18	3/21	3/21	3/24	3/25	3/26	10,110	10,160	10,750	10,150	10,120	10,010	10,070	10,160	10,230	10,010	B	2/15										10,100										C	1/8	1/8	1/31	2/1	2/14	2/21	3/28				10,090	10,250	10,020	10,200	10,250	10,030	10,280				D	1/11										10,220										<p>過積載防止の徹底及び再発防止に向けて、当該業務の請負業者に対して書面により改善を平成 21 年 2 月 24 日付で指示するとともに改善報告書の提出を求め、平成 21 年 3 月 3 日付の同報告書に基づき取り組み状況の確認並びに指導の徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>
号車	過積載の日付と従量 (号車)																																																																																																																																																																																
A	1/4	1/17	1/21	1/21	1/22	1/22	1/23																																																																																																																																																																										
	10,480	10,090	10,560	10,470	10,020	10,030	10,300																																																																																																																																																																										
	1/25	1/28	1/29	1/31																																																																																																																																																																													
	10,040	10,160	10,020	10,060																																																																																																																																																																													
	2/1	2/1	2/4	2/5	2/5	2/6	2/7	2/7	2/8	2/12																																																																																																																																																																							
	10,010	10,400	10,880	10,530	10,030	10,050	10,020	10,180	10,060	10,150																																																																																																																																																																							
	2/21	2/21	2/25	2/26																																																																																																																																																																													
	10,090	10,230	10,010	10,400																																																																																																																																																																													
	3/3	3/11	3/12	3/14	3/18	3/21	3/21	3/24	3/25	3/26																																																																																																																																																																							
	10,110	10,160	10,750	10,150	10,120	10,010	10,070	10,160	10,230	10,010																																																																																																																																																																							
B	2/15																																																																																																																																																																																
	10,100																																																																																																																																																																																
C	1/8	1/8	1/31	2/1	2/14	2/21	3/28																																																																																																																																																																										
	10,090	10,250	10,020	10,200	10,250	10,030	10,280																																																																																																																																																																										
D	1/11																																																																																																																																																																																
	10,220																																																																																																																																																																																

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>【指摘-3】時間外勤務命令者印について</p> <p>所長は自らに対する時間外勤務命令印を押していた。組織上は施設課長が命令権者であるが、物理的に難しいため自らが命令印を押していたとのことである。人事課に確認したところ、事後的にでも所属長である施設課長印が必要とのことであった。事前に命令を受けることが物理的に困難な場合は、事後的に速やかに所属長に事情を説明して命令印等を押してもらうように調整することが必要である。</p>	<p>事前に当該命令を受けることが物理的に困難な状況を踏まえ、庁内関係課（局内人事担当課（庶務課労務係）、給与課）に確認し、今後は、事後的に所属長（施設課長）に報告の上、命令印及び現認者印、確認印ともに所属長（施設課長）が押印するよう改善の措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>VI. 財産について</p> <p>【指摘-4】プラント・機械設備の台帳記載について</p> <p>資源リサイクルセンター、布施畑破碎選別施設及び東クリーンセンターには、プラント・機械設備があるが、これらは建物台帳にも工作物台帳にも備品管理簿にも記載されていない。なお、建物台帳は、建物本体だけでなく、建物附属設備も含めた価額で記載されているが、プラント・機械設備についてはこのような建物台帳の記載事項とも解されていない。</p> <p>しかしながら、プラント・機械設備は、市の所有する財産であり、地方自治法及びそれに関わる市の関連規則上、内容に応じて建物台帳、工作物台帳または備品管理簿に記載され管理されるべきである。</p> <p>今後、行財政局管財課は、プラント・機械設備の内容に応じてどの台帳にどのように記載すべきか、過去の経緯及び現状、他の政令指定都市の状況等を踏まえて調整・検討の上、記録管理の方法を方針決定するとのことである。環境局は、その方針に従い速やかに適切な記録管理を行うことが必要である。</p>	<p>行財政局財政部管財課は、「不動産の定着物のうち、不動産の従物でないもの」を工作物と定義づけ、特に公有財産として価値のある 1,000 万円以上の工作物に関し、遺漏なく工作物台帳を整備し、毎年 3 月 31 日、9 月 30 日の現在高を行財政局長に報告するべき旨を平成 21 年 4 月 1 日付(行財管第 3 号)で各局室区長宛通知した。</p> <p>今後、これに従い適切な記録管理を行う。</p>	<p>措置方針等</p> <p>措置済 [22.7.13]</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>【指摘-5】公用自動車使用承認簿及び運転日報の整備について</p> <p>公用自動車管理規程では、公用自動車使用承認等と運転日報の両方の整備が求められているがなされていない。また、市全体で実施されている「共用車の見直し検討にかかる調査」では、原則として、全ての共用車の必要性の有無について検討を行い、公共交通機関や備車等で代替可能なものについては廃止することを掲げられている。当該調査の回答には年間走行距離や年間使用日数の記載が求められており、公用自動車使用承認簿や運転日報などが正確に車輛の使用状況や必要性を把握できるように記載されていなければ、有効な共用車保有の見直し検討はできないと思われる。</p> <p>また、局内移管や所管とは異なった事業所等で使用される場合の備品管理簿等への記載や「共用車の見直し検討にかかる調査」への回答についての取扱いが不明瞭である。回答について、特殊車輛は除くとされており、種別として「セダン・ワゴン・バン・軽4輪」の区分を記載するとなっている。しかし、何が特殊車両であるかが共通認識となっていないため、ダンプ等について記載されている事業所等とそうでない事業所等がある。</p> <p>連絡車等その他の自動車の必要性の有無の検討を網羅的かつ適正に行うためにも、すべての車輛について、備品管理簿への適切な記載及び統一された様式での公用自動車使用承認簿と運転日報の整備が必要である。</p>	<p>公用自動車使用承認等と運転日報については、統一様式を作成した。原則として、その様式を使用して、公用自動車管理規程に従って適正な運用を行う。</p> <p>現在、所属ごとに異なっている「共用車の見直し検討にかかる調査」の対象車輛については、共用車該当車輛を明確にし、統一を図る。</p> <p>また備品管理簿への記載について徹底していく。</p>	<p>措置方針等</p> <p>措置済 [22.3.23]</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>【指摘-6】台帳等の記録管理について</p> <p>表 3-6-9 及び表 3-6-10 で示すように、台帳と現物の一致が確認できないものが多数あったことから、台帳等の記録管理を徹底すべきである。備品管理簿及び借用物品管理簿には、記録が必要な物品については、定められた項目について漏れなく記載し、増加減少が正しく記載されるようすべきである。受入時には、備品管理番号票の添付を行い、廃棄については書面で決定承認の状況が明らかになるようにすべきである。</p> <p>特に、パソコンについては、購入、借用を問わず、情報管理・IT管理の面からも現物の管理は、最も基本的なものである。神戸市情報セキュリティポリシー（平成 20 年 4 月 1 日全部改正）等ルールに従った利用及び管理の徹底を速やかに行なっていくべきである。</p>	<p>神戸市物品会計規則に従い、備品管理簿等の記入など物品の管理を徹底するとともに、廃棄、売却、保管転換が生じたときは、所定の様式で手続きをするよう徹底する。</p> <p>パソコンについても神戸市情報セキュリティポリシーに従った利用、管理を徹底していく。</p>	措置方針等
<p>【指摘-7】仮設建物等の備品管理簿への記載漏れについて</p> <p>仮設の建物等工事請負費で購入された物品が備品管理簿に記載されていなかった。備品購入費以外の支出科目で購入された物品については、備品管理簿への記載を要求されていないとの誤った認識によるものである。</p> <p>備品購入費で取得したものでなくとも、支出科目に関係なく備品管理簿に記載すべきとされているものについては記載し管理すべきである。</p>	<p>今後、備品管理簿に記載もれがないよう留意し、管理を行っていく。</p> <p>また、仮設建築物等について調査し、備品管理簿に記載する。</p>	措置方針等 措置済 [22.3.23]

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>【指摘-8】資源リサイクルセンターにおける受託者への貸与品について</p> <p>資源リサイクルセンターは、外部に運営が委託されている。「神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務仕様書」において、業務計画の中で、予備品、貸与物件等の管理に関することやその他維持管理に関することを記載することになっているが、業務計画書には記載されていない。また、受託者側の業務遂行責任者は貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、善良なる管理を行うとされている。しかしながら、市側には、台帳(備品管理簿)があるが、受託者には示されておらず、台帳の作成や保管状況の報告をさせていない。なお、予備品や消耗品の使用状況の報告はなされていた。</p> <p>資源リサイクルセンターでの現物実査、ヒアリング等によると、フォークリフト・ファックス・パソコン・プリンター等備品が受託者から持込みされている。一方、市保有の備品等財産については、受託者に無償で貸与しているものであり、契約終了後は返還を受けるものである。よって両者の備品については、管理上明確な区分が必要である。</p> <p>資源リサイクルセンターの貸与物件について、「神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務仕様書」において求められている業務計画書の予備品、貸与物件等の管理及びその他維持管理に関することについて計画書に明記し、台帳を作成させ、現品調査報告等を受け、財産管理を徹底すべきである。</p>	<p>貸与物件については、業務計画書に明記し、台帳を作成のうえ現品調査報告により財産管理を行うよう対策を講じる。</p>	<p>措置方針等</p> <p>措置済 [22.3.23]</p>